

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伯耆町	岸本地区(遠藤集落)	令和3年3月29日	/

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.0ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落の住民によって「農事組合法人 伯耆の郷」を組織し、農地の管理を行っている。法人の構成員でもある土地所有者の75歳以上の割合は、現在は約2割であるが、10年後には8割超となる。そのような中、後継者が決まっているのは全体の2割であり、10年後を考えると、管理できない農地が増えることが懸念される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である「農事組合法人 伯耆の郷」が担う。
農事組合法人で後継者を育成し、農地の集約化を引き続き推進する。
集落内の中心経営体や農業者で農地利用を賄いきれない場合には、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	農事組合法人 伯耆の郷	水稻、麦	11.8 ha	水稻、麦	16.8 ha	遠藤集落
認就		野菜	0.8 ha	野菜	0.8 ha	遠藤集落
到達		野菜	0.2 ha	野菜	0.2 ha	遠藤集落
計	3経営体		12.8 ha		17.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地の貸付け等の意向) 現在、法人に貸付けられた農地は、11.8haとなっており、今後も継続していく。
(農地の保全への取組方針) 中心経営体だけでなく、集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。
(話し合いの機会) 農業者等が様々な活動等で集まる際には、農地利用等についても話し合いを行う。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伯耆町	岸本地区(岩屋谷集落)	令和3年3月29日	/

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落の住民によって「農事組合法人 岩屋谷農場」を組織し、農地の管理を行っている。法人の構成員でもある土地所有者の75歳以上の割合は、現在は3割弱であるが、10年後には7割超となる。そのような中、後継者が決まっているのは全体の2割弱であり、10年後を考えると、管理できない農地が増えることが懸念される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である「農事組合法人 岩屋谷農場」が担う。

集落内の中心経営体や農業者で農地利用を賄いきれない場合には、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	農事組合法人 岩屋谷農場	水稻、野菜	22.5 ha	水稻、野菜	22.5 ha	岩屋谷集落
認就		野菜	0.1 ha	野菜	2.1 ha	岩屋谷集落
計	2経営体		22.6 ha		24.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地の貸付け等の意向) 現在、岩屋谷農場に貸付けられた農地は、187筆、22.5haとなっており、今後も継続していく。</p>
<p>(農地の保全への取組方針) 中心経営体だけでなく、集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。</p>
<p>(話し合いの機会) 農業者等が様々な活動等で集まる際には、農地利用等についても話し合いを行う。</p>

実質化された人・農地プラン

〔 注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伯耆町	溝口地区(父原集落)	令和3年3月29日	/

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.6ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.0ha
(備考) 地域の中心経営体である「農事組合法人 父原」に集落内の相当部分の農地を任せる旨定めた「取り決め」がある。	

注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落の住民によって「農事組合法人 父原」を組織し、農地の管理を行っている。法人の構成員でもある土地所有者の75歳以上の割合は、現在は約4割であるが、10年後には8割超となる。そのような中、後継者が決まっているのは全体の3割であり、10年後を考えると、管理できない農地が増えることが懸念される。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である「農事組合法人 父原」が担う。

農事組合法人父原で後継者を育成し、農地の集約化を引き続き推進する。

集落内の中心経営体や農業者で農地利用を賄いきれない場合には、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく(入作しやすいよう、法人父原との作業委託契約とすることを想定している。)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	農事組合法人 父原	水稲、そば	10.5 ha	水稲、そば	13.5 ha	父原集落
計	1経営体		10.5 ha		13.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地の貸付け等の意向) 現在、法人父原に貸付けられた農地は、80筆、10.5haとなっており、今後も継続していく。</p>
<p>(農地の保全への取組方針) 中心経営体だけでなく、集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。</p>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針) 地域による鳥獣害対策(防護柵の設置等)の取組を実施するほか、捕獲による駆除についても実施する。</p>
<p>(話し合いの機会) 農業者等が様々な活動等で集まる際には、農地利用等についても話し合いを行う。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伯耆町	溝口地区(大江集落)	令和3年3月29日	/

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.0ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.1ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落の耕作者のうち、75歳以上が3割以上、70歳以上では5割以上となっているが、後継者が決まっているのは2名だけであり、数年後、管理できない農地が増えることが懸念される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稲	0 ha	水稲	4.1 ha	大江集落
計	1人		0 ha		4.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地の貸付け等の意向) 貸付け等の意向が確認された農地は、21筆、35,144㎡となっている。</p>
<p>(農地の保全への取組方針) 中心経営体だけでなく、集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。 水路・農道の管理は集落で、畦畔の管理は中心経営体で実施するよう、役割分担する。</p>
<p>(話し合いの機会) 農業者等が様々な活動等で集まる際には、農地利用等についても話し合いを行う。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伯耆町	溝口地区(富江集落)	令和3年3月29日	/

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	41.9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	7.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.8ha
(備考) 県営土地改良事業を令和2年度から実施中。 (予定) 設計: 令和2年度～3年度 (工事) 令和4年度～令和7年度	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落の耕作者のうち、75歳以上が約2割、70歳以上では約5割となっているが、後継者が決まっているのは2割となっている。10年後には、75歳以上が約9割となり、管理できない農地が増えることが懸念される。
 また、特に畑地については農業用水排水施設が未整備で天水に依存しており、また道路も狭小で配置も不十分のため、営農効率が悪く、担い手農家の農地集積に支障をきたしている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、現在の耕作者又は所有者による耕作が困難になった場合は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

令和2年度から県営土地改良事業に取り組み、農業用排水施設の整備等を実施。営農効率の高い農地とすることで、農地集積を推進する。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稲・野菜	0.9 ha	水稲・野菜	3.0 ha	富江集落
認農		水稲・花き	2.1 ha	水稲・花き	2.7 ha	富江集落
認農		飼料作物	0.3 ha	飼料作物	0.3 ha	富江集落
認農		飼料作物	1.0 ha	飼料作物	1.0 ha	富江集落
認農		飼料作物	2.7 ha	飼料作物	2.7 ha	富江集落
認農		野菜	1.2 ha	野菜	1.2 ha	富江集落
認農		野菜	2.0 ha	野菜	2.0 ha	富江集落
認農		野菜	1.4 ha	野菜	2.3 ha	富江集落
認農		野菜	0.3 ha	野菜	0.3 ha	富江集落
		水稲・野菜	1.6 ha	水稲・野菜	3.5 ha	富江集落
		水稲・野菜	1.9 ha	水稲・野菜	2.1 ha	富江集落
		水稲	1.8 ha	水稲	1.9 ha	富江集落
		水稲	1.8 ha	水稲	1.8 ha	富江集落
計	13経営体		19.0 ha		24.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地の貸付け等の意向) 土地改良事業に合わせて、農地の集積についても話し合いを進めていく。</p>
<p>(農地の保全への取組方針) 中心経営体だけでなく、集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伯耆町	溝口地区(添谷集落)	令和3年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.0ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落の耕作者のうち、75歳以上が約2割、70歳以上では約5割となっているが、後継者が決まっているのは2割となっている。10年後には、75歳以上が約9割となり、管理できない農地が増えることが懸念される。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、現在の耕作者又は所有者による耕作が困難になった場合は、中心経営体である認定農業者等4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	9.5 ha	水稻	14.0 ha	添谷集落
認農		野菜	1.5 ha	野菜	2.0 ha	添谷集落
認農法	農事組合法人 楽祐	水稻	2.1 ha	水稻	2.1 ha	添谷集落
到達		野菜	0.8 ha	野菜	0.8 ha	添谷集落
計	4経営体		13.9 ha		18.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地の保全への取組方針)</p> <p>中心経営体だけでなく、集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。特に、延長の長い水路の管理については、井出元へのルート検討や、管理作業の外注も含めて今後も一緒に検討していく。</p>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針)</p> <p>地域による鳥獣害対策(電気柵の設置等)の取組を実施する。</p>
<p>(話し合いの機会)</p> <p>農業者等が様々な活動等で集まる際には、農地利用等についても話し合いを行う。</p>